

# 審査基準

令和2年3月23日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第42条第3項において準用する第22条第6項
処分の概要	機械警備業務管理者資格者証の再交付
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法令の定め	警備業法施行規則第63条、第43条第3項（機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請）
審査基準	
標準処理期間	14日
申請先	申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。
問い合わせ先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備考	